令和3年4月12日　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　村山市商工会

新型コロナウイルス感染症で影響を受ける

事業者の皆様へ支援策のご案内

新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様にご活用いただける支援策（R3.4.5現在）の一部をご案内させていただきます。概略を掲載しておりますので、詳細につきましてはホームページをご覧いただくかお問い合わせいただきますようお願い申し上げます。

|  |
| --- |
| **小規模事業者持続化補助金＜一般型＞　　≪採択率目安　50％≫**次回、第５回受付締切は、６月４日（金）［郵送：締切日当日消印有効］ |
| 【概　　　要】 | 持続的な経営に向けた経営計画に基づく、小規模事業者等の地道な販路開拓等の取組（例：新たな市場への参入に向けた売り方の工夫や新たな顧客層の獲得に向けた商品の改良・開発等）や、地道な販路開拓等と併せて行う業務効率化の取組を支援するため、それに要する経費の一部を補助します。 |
| 【補助対象者】 | 商業・サービス業（宿泊業・娯楽業除く）　常時使用従業員数５人以下サービス業のうち宿泊業・娯楽業　　　　　常時使用従業員数２０人以下製造業その他　　　　　　　　　　　　　　常時使用従業員数２０人以下 |
| 【補助上限額】 | ５０万円　　※補助対象経費の３分の２ |
| 【問合せ先】 | 村山市商工会　0237-55-4311（平日8：30～17：15） |

|  |
| --- |
| **小規模事業者持続化補助金＜低感染リスク型ビジネス枠＞　　≪採択率目安　30％≫**次回、第１回受付締切は、５月１２日（水）［補助金申請システム(Ｊグランツ)でのみ受付］※ |
| 【概　　　要】 | 感染防止と事業継続を両立させるための対人接触機会の減少に資する前向きな投資を行い、ポストコロナを踏まえた新たなビジネスやサービス、生産プロセスの導入等の取組みを支援するため、それに要する経費の一部を補助します。 |
| 【補助対象者】 | 商業・サービス業（宿泊業・娯楽業除く）　常時使用従業員数５人以下サービス業のうち宿泊業・娯楽業　　　　　常時使用従業員数２０人以下製造業その他　　　　　　　　　　　　　　常時使用従業員数２０人以下 |
| 【補助上限額】 | １００万円　　※補助対象経費の４分の３ |
| 【問合せ先】 | 中小機構生産性革命推進事業室ｺｰﾙｾﾝﾀｰ　　03-6837-5929　　　　　　　9：00～18：00（土日祝日を除く） |

**※Ｊグランツとは、申請者が公募から事業完了後の手続きまでをオンラインで完結可能**

**な補助金申請システムです。　　Ｊグランツ**[**https://jgrants.go.jp/**](https://jgrants.go.jp/)

|  |
| --- |
| **令和２年度第三次補正 事業再構築補助金**次回、第１回受付締切は、４月３０日（金）［補助金申請システム(Ｊグランツ)でのみ受付］※ |
| 【概　　　要】 | ウィズコロナ・ポストコロナ時代の経済社会の変化に対応するために新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編またはこれらの取組みを通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援します。 |
| 【対　象　者】 | `①と②を満たす中小企業者`①申請前の直近６か月間のうち、任意の３か月の合計売上高が、コロナ以前（2019年または2020年1～3月）の同３か月の合計売上高と比較して１０％以上減少していること。②経済産業省が示す「事業再構築指針」に沿った3～5年の事業計画書を認定経営革新等支援機関と共同で策定すること。 |
| 【助成率】 | 助成率 2/3(中小企業者等) |
| 【問合せ先】 | 事業再構築補助金事務局ｺｰﾙｾﾝﾀｰ　9：00～18：00（土日祝日を除く）〈ﾅﾋﾞﾀﾞｲﾔﾙ〉0570-012-088　〈IP電話用〉03-4216-4080 |

**※Ｊグランツとは、申請者が公募から事業完了後の手続きまでをオンラインで完結可能**

**な補助金申請システムです。　　Ｊグランツ**[**https://jgrants.go.jp/**](https://jgrants.go.jp/)

|  |
| --- |
| **一時支援金**申請は、５月３１日（月）まで |
| 【概　　　　　要】 | 2021年1月に発令された緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により売上が50％以上減少した中小法人・個人事業者等に、「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」を給付します。 |
| 【 給 付 対 象 者】 | `①と②を満たす中小企業者`①緊急事態宣言に伴う飲食店時短営業または外出自粛等の影響を受けていること。`②2019年または2020年比で2021年1月、2月または3月の売上が50％以上減少していること。 |
| 【給付額】 | 2019年または2020年の対象期間の合計売上 - 2021年の対象月の売上×3か月法人：上限６０万円 / 個人事業者：上限３０万円 |
| 【問合せ先】 | 申請希望者専用の相談窓口　0120-211-240[IP電話専用回線]03-6629-0479　　　※受付時間：8：30～19：00、土日、祝日含む全日対応 |

|  |
| --- |
| **雇用調整助成金（新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例）**申請は、４月３０日（金）まで |
| 【概　　　　　要】 | 新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の縮小を余儀なくされた場合に、従業員の雇用維持を図るために「労使間の協定」に基づき、「雇用調整（休業）」を実施する事業主に対して休業手当などの一部を助成します。 |
| 【対象者】 | 休業等を行う事業主　※社長や役員、自営業の家族従事者などは助成の対象外 |
| 【助　　成　　率】 | 助成率4/5（中小企業）、2/3（大企業）（解雇等を行わない場合は10/10（中小企業）、3/4（大企業））一定の要件を満たす場合に助成率が10/10となる（大企業） |
| 【対　象　要　件】 | 1. 雇用保険や労災保険に加入している事業主。
2. 最近1か月間の売上が前年同月比5％以上減少している。

その他の要件あり。 |
| 【問　合　せ　先】 | ハローワーク村山　0237-55-8609（月～金　9：00～16：00） |

|  |
| --- |
| **雇用調整助成金申請支援補助金**申請は、８月３１日（火）必着 |
| 【概　　　　　要】 | 従業員の雇用を維持するために、雇用調整助成金等の支給を受けた事業主の方へ補助金を交付します。 |
| 【補　　助　　額】 | 特例助成金の支給決定を受けた場合に5万円。また、社労士などに特例助成金の申請を依頼した場合、その代行報酬等相当額として上限5万円が加算。 |
| 【対 象 事 業 者】 | 市内に事業所を有し、令和2年4月1日から令和3年4月30日までの従業員の休業について、令和3年3月9日以降に、雇用調整助成金および緊急雇用安定助成金の支給決定を受けた事業主の方。令和2年度に申請した方も対象。ただし、1事業所につき1回の申請。 |
| 【問　合　せ　先】 | 村山市商工観光課商工業振興係　0237-55-2111　内線153　（平日8：30～17：15） |

|  |
| --- |
| **経営持続化給付金**申請は、５月２８日（金）必着 |
| 【概　　　　　要】 | 新型コロナウイルス感染拡大の影響で売上が減少している市内商工業・農林業事業者の事業継続を支援するため、市経営持続化給付金を支給します。 |
| 【対 象 事 業 者】 | 市内に事業所がある商工業事業者（飲食業、宿泊業、タクシー・運転代行業、旅行業、金融業等を除く）、農林業事業者。詳細は市ホームページをご覧ください。 |
| 【補　　助　　額】 | 令和元年12月から令和2年2月の売上月平均額から令和2年12月から令和3年2月の売上月平均額を差し引いた額の30％に相当する額（千円未満切り捨て、上限40万円）。 |
| 【対　象　要　件】 | 新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年12月から令和3年2月までの売上合計が前年同月の売上合計と比較して30％以上減少している。新型コロナウイルス感染拡大防止対策を実施している。給付金の受給後も事業を継続する意思がある。 |
| 【問　合　せ　先】 | 村山市商工観光課商工業振興係　0237-55-2111　内線153村山市農林課農業振興係　　　　0237-55-2111　内線251（平日8：30～17：15） |

|  |
| --- |
| **「今こそ地元！　応援商品券２」取扱店舗等を募集**取扱希望する方は商工観光課へ連絡 |
| 【概　　　　　要】 | 昨年6月下旬に実施した「今こそ地元！　応援商品券」の第2弾。4月1日時点で村山市に住民登録している方へ商品券3,000円分を配布。4月中旬発送で4月30日まで到着予定。 |
| 【店 舗 登 録】 | 村山市内の店舗・事務所が対象。取扱いを希望する方は、商工観光課へご連絡ください。商品券の取扱い方法や取扱店の責務など、詳細は市ホームページをご覧いただくか、お問い合わせください。 |
| 【問　合　せ　先】 | 村山市商工観光課観光交流係　0237-55-2111　内線154・155　（平日8：30～17：15） |

|  |
| --- |
| **新・生活様式対応支援補助金**申請は、６月３０日（水）必着　　※但し予算額に達した場合は、申請受付終了 |
| 【概　　　　　要】 | 新しい生活様式に対応するための設備等を導入した事業所に補助金を交付します。 |
| 【対 象 事 業 者】 | 主たる事業として次の事業を営んでいる市内事業者（令和2年度に新・生活様式対応支援補助金の支給を受けた事業者を除く）飲食業、宿泊業、旅行業、旅客運送業、小売業、生活関連サービス業、療術業、学習塾、教養・技能教授業、専門サービス業、不動産業、建設業、製造業 |
| 【補助対象経費】 | 感染拡大防止対策の取組みに要する経費（税抜きで合計2万円以上が対象）　　例）マスク・消毒液の購入、飛沫防止パーテーションの設置、空気清浄機・換気機能付きエアコンの設置、テレワーク用パソコンの購入など。　　※令和3年1月1日以降に支払いしたことを証明する領収書等のほか、設備については設置したことが分かる写真を提出。 |
| 【問　合　せ　先】 | 村山市商工観光課商工業振興係　0237-55-2111　内線153　（平日8：30～17：15） |

|  |
| --- |
| **マル経融資（別枠）（コロナマル経）**申込目安は６月３０日（水）まで |
| 【限度額】 | 最大3,000万円（通常融資2,000万円＋別枠1,000万円） |
| 【利率】 | 基準金利1.21％から△0.9％（当初3年間のみ） |
| 【期間（据置期間）】 | 運転資金7年(3年)／設備資金10年(4年) |
| 【対象（抜粋）】 | 最近1ヵ月等の売上高または過去6カ月の平均売上高が前3年のいずれかの年の同期と比較して、5％以上減少している方 |
| 【特別利子補給制度】 | 一部の対象者については、中小機構から利子補給を受けることにより実質無利子（当初3年間のみ） |
| 【相談窓口】 | 村山市商工会　0237-55-4311（平日8：30～17：15） |

|  |
| --- |
| **新型コロナウイルス感染症特別貸付（コロナ特別貸付）**申込目安は６月３０日（水）まで |
| 【限度額】 | 国民事業8,000万円（別枠）中小事業3億円（別枠） |
| 【利率】 | 国民事業　基準金利から△0.9％（当初3年間のみ）中小事業　基準金利から△0.9％（当初3年間のみ） |
| 【期間（据置期間）】 | 運転資金15年（5年）／設備資金20年（5年） |
| 【対象（抜粋）】 | 最近1ヵ月等の売上高または過去6カ月の平均売上高が前3年のいずれかの年の同期と比較して、5％以上減少している方 |
| 【特別利子補給制度】 | 実質無利子（当初3年間のみ）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 　 | 小規模事業者 | 中小企業者 |
| 個人 | 要件無し | 売上高▲20％以上 |
| 法人 |  売上高▲15％以上 |

 |
| 【相談窓口】 | 村山市商工会　0237-55-4311（平日8：30～17：15） |

|  |
| --- |
| **山形県商工業振興資金****地域経済変動対策資金** |
| 【限度額】 | 5,000万円 |
| 【利率】 | 1.6％ |
| 【期間（据置期間）】 | 運転資金10年（2年） |
| 【対象（抜粋）】 | 新型コロナウイルスの影響により、最近1か月の売上高が前年同期に比して減少し、かつ以後2か月の売上高が前年同期に比して減少することが想定され、経営に支障をきたしている方。 |
| 【申込窓口】 | 最寄りの金融機関 |

|  |
| --- |
| **村山市中小企業振興資金****徳内資金** |
| 【限度額】 | 2,000万円 |
| 【利率】 | 1.6％ |
| 【期間（据置期間）】 | 運転資金、設備資金10年以内（6か月） |
| 【対象（抜粋）】 | 市内に本店を有し、市税を完納している中小企業 |
| 【申込窓口】 | 村山市内に本支店を有する金融機関山形銀行、荘内銀行、きらやか銀行、北郡信用組合 |

※金利の低減や無利子には一定の条件（売上減少等）を満たす必要が

あります。

|  |
| --- |
| **専門家派遣事業** |
| 【概　　　　　要】 | 新型コロナウイルスの影響による経営支援や経営革新、事業承継、法人成り、労務対策、資金繰り対策、情報対策等々…各分野に精通した専門家を派遣し課題解決を支援します。相談料は無料で随時申込み可能です。 |
| 【問　合　せ　先】 | 村山市商工会　0237-55-4311（平日8：30～17：15） |

※新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様にご活用い

ただける支援策を、随時、商工会HPで情報発信いたします。